

(1)規則集P10 1.3 「手具の基礎技術に限度はないが、身体の難度中に同じものを実施することはできない」について

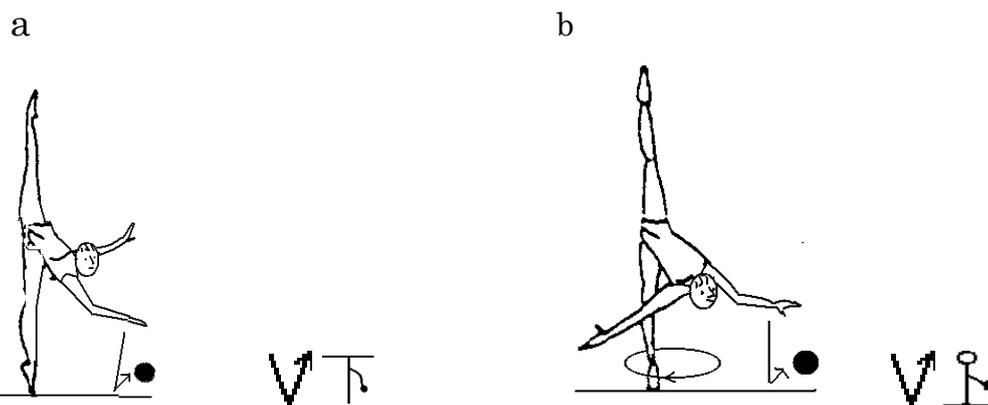
<同じ操作マークで、異なる技術とみなすケース>

\*手具の面・方向・高さが変わった場合

\*身体との関係が変わった場合（手以外・回転中の操作など）

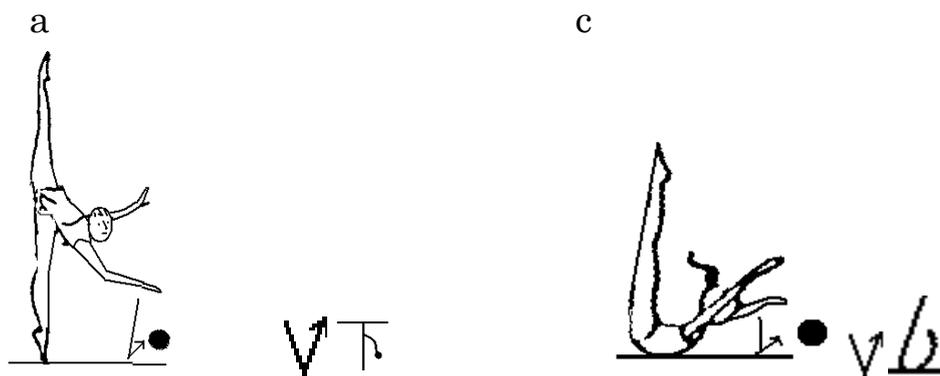
\*異なる技術で実施された場合

例1) 小さなつきシリーズ（最低3回）の場合



回転中は、手具の面・方向・高さが変わるので a と b は異なる技術とみなされる。

例2) 小さなつきシリーズ（最低3回）の場合



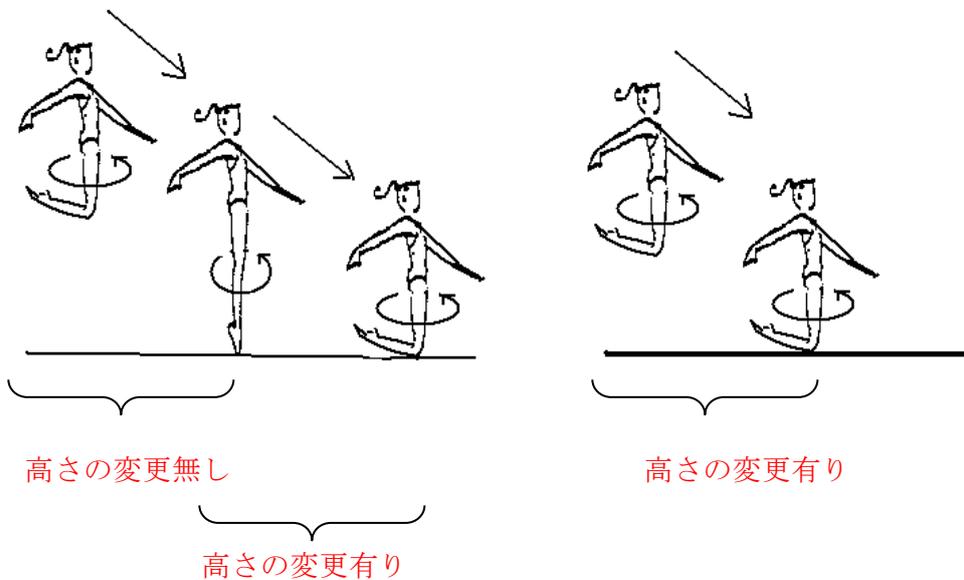
どちらも「手具の面・方向・高さ」、「身体との関係」が変わっていないので a と c は同じ技術とみなす。  
このように申告があった場合、c はノーカウントとなる。

(2)規則集 P11 クラブ  での打ちの回数について

1回でよい。(規則集に回数の指定がないため)

(3)規則集 P 13 R の追加基準一覧

┌ 高さの変更 (2つの高さ : 空中/立位と床上) について (FIG 青字抜粋版参照)  
 空中と立位の高さレベルは同じ。



(4)規則集 P 14 ダイブスプリットリープについて



ダイブスプリットリープは1つの回転要素。

DERで2回転とするには更にもう1回転の回転を追加すること。



例) ダイブスプリットリープ+前転など

\*ダイブスプリットリープは空中/立位のレベルとみなす。(FIGヘルプデスクNO2参照)

この場合は R<sup>↑</sup> 2 ┌ 0. 3となる。